

令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引

償却資産の申告期限は令和6年1月31日（水）です。

- 1月1日現在で償却資産を所有している事業者は、申告義務があります。
- 提出期限までに税務課窓口、郵送または電子申告にて提出をお願いします。

市税につきましては、日頃よりご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市長に1月31日までに申告することになっています。

つきましては、本手引を参照のうえ、「償却資産申告書」「種類別明細書」を記載いただき、吉崎市役所税務課資産税班まで提出してください。

【申告に際してのお願い】

- 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」と共に「種類別明細書」を必ず提出してください。
- 提出期限が近づきますと受付窓口の混雑が予想されるため、お早目の提出にご協力ください。（吉崎市では、eLTAXを利用した申告も受け付けています。）

※ホームページから「償却資産申告書」及び「種類別明細書」等もダウンロードできます。

吉 岐 市

～目次～

I 償却資産とは

- 1 償却資産の種類と主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 申告する資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 償却資産の申告について

- 1 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 申告の対象とならない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 前年度種類別明細書の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 申告の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 申告書の提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 申告をしなかった方、又は虚偽の申告をした方・・・・・・・・・・ 5
- 9 実地調査のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 10 国税資料等の閲覧について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 11 償却資産の課税標準額・免税点・税率など・・・・・・・・・・・・・ 6
- 12 農耕作業用トレーラの取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・ 6
- 13 家屋と償却資産の区分表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 14 法人税・所得税との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 償却資産の評価額の計算方法

- 1 評価額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 価格の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 税額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

I 償却資産とは

個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などの有形固定資産のことを償却資産といい、土地・家屋と同様に固定資産税の対象となります。

ただし、家庭用資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、漁業権などのような無形固定資産、自動車税の対象となっている軽自動車等は、固定資産税の対象とはなりません。

上記における「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自身の経営する事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける（リース）場合も含まれます。

また、償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市長に申告する義務があります。

1. 償却資産の種類と主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物付帯設備を含む)	駐車場の舗装、門、擁壁、フェンス、ブロック塀、パイプハウス 庭園、屋外排水溝、外灯、カーポート、外構工事、テント倉庫 建物付帯設備 1 建物の所有者が取り付けした建物付帯設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定付帯設備といいます。)
第2種	機械及び装置	農漁業用機械等の各種産業等機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレート分類番号が「0」「00～09及び000～009」)、駐車場機械装置等
第3種	船舶	漁船、遊漁船、客船、貨物船、工作船、遊覧船、ボート
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフトなどの構内運搬車両(ナンバープレート分類番号が「0」「00～09及び000～009」)及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。但し、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラックは除きます。
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、レジスター、ルームエアコン、カラオケなどの音響機器、電気冷蔵庫、室内装飾

2. 申告する資産とは

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

(1)土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

(2)耐用年数が1年を超えて取得価額が10万円以上の資産

3. 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別ごとに例示しますと、次のとおりです。

各資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」別表第6まで(別表第3及び第4を除く。)をご参照ください。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	門、塀、庭園、路面舗装、受変電設備、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、レジスター、応接セット、自動販売機、広告看板、ネオンサイン、焼却炉、コピー機、パソコン、LAN設備、屋外給排水設備、ロッカー、その他
駐 車 場 業	オートロック式駐車設備、受変電設備、舗装路面、発券機、料金精算機、ブロック塀、コンクリート塀、フェンス、その他
接 客 業	カラオケ、ステレオ、ガスレンジ、電子レンジ、絨毯、電話設備、洗濯機、自動食器洗浄機、製氷機、放送機器、応接セット、その他
娯 楽 業	パチンコ機、パチスロ機、自動玉貸機、自動玉磨機、両替機、島工事、ゲームマシン受変電設備、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置、作業用テーブル、その他
農 林 水 産 業	ビニールハウス、田植機、炭酸ガス発生装置、自動換気システム、蛍光灯、乾燥機、漁船、船外機、釣り竿、リール、魚群探知機、エンジン、その他
旅 館 業	遊覧船、カラオケセット、テーブル、冷蔵庫、冷凍庫、客室家具、配線工事、避難用はしご、駐車場舗装工事、その他
医 科 歯 科 業	万能手術台、心電図、電気血圧計、脳波測定器、レントゲン装置、耳鼻科・歯科用ユニット、医療ガス設備、ベッド、その他

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

法人や、個人で事業を営んでいる方のうち、その事業の用に用いることができる土地及び家屋以外の事業用の資産（償却資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

なお、次の方も申告が必要です。

- ①償却資産を他に賃貸している方
- ②所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- ④割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ⑤償却資産を共有されている方（各々の持ち分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者 外〇名」という共有名義でご申告ください。
- ⑥内装・造作及び建築設備等を取り付けた借借人（テナント）等の方

※解散、廃業、休業、移転した方、あるいは事業用の償却資産を所有していない方も、申告書右下の「18備考」の欄に必要な事項を記入して必ず申告してください。

2. 申告の対象となる資産

（1）申告の対象となる資産は、令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として、耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価額（附属設備を含む。）が10万円以上の事業用資産です。

ただし、10万円未満の資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。

（2）次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ①中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が適用された資産
- ②租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等が適用された資産
- ③決算期以降に取得された資産で、まだ、固定資産勘定に計上されていない資産
- ④償却済資産（減価償却を終わり、残存価格のみとなっている資産）
- ⑤建設仮勘定で経理されている資産で、まだ、固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑥遊休資産（用途廃止資産を除く。）
- ⑦未稼働資産（いつでも稼働できる状態の資産）
- ⑧簿外資産（帳簿には記載されていないが、所有している資産）
- ⑨追加的支出のうち「改良費（資本的支出）」に該当するもの
- ⑩福利厚生施設・社員研修施設

3. 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ①一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産を一括して3年間で償却する減価償却資産）※法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項による
- ②法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの
- ③生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象となります。）、立木、果樹
- ④無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権、商標権、営業権など。）
- ⑤100万円以上の美術品等（ただし、時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告の対象となります。）
- ⑥劣化資産（冷媒、触媒、熱媒など。）
- ⑦ゴルフ場の芝生、商品、貯蔵品、修理用資材
- ⑧自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

4. 提出していただく書類

申告対象者	①令和5年1月2日～令和6年1月1日までに壱岐市内で新たに事業を開始された方 ②今回、はじめて償却資産申告用紙が送られてきた方 ③前年度までに申告された方
提出書類	①償却資産申告書（第26号様式） 緑色 ②種類別明細書（第26号様式別表1） 緑色 ③種類別明細書（第26号様式別表2） 赤色 償却資産に増減がない場合は、①償却資産申告書右下の備考欄に「増減なし」と記載の上提出してください。

※償却資産の有無にかかわらず、必ず申告をお願いします。

※申告書等は、壱岐市ホームページからダウンロードすることも可能ですので、ご活用ください。

5. 前年度種類別明細書の活用について

同封しております「種類別明細書」は「令和5年度償却資産課税台帳」に登載がされている資産の一覧となります。

令和6年度の償却資産の申告にあたっては、この「償却資産種類別明細書」とお手元の「固定資産台帳」や「減価償却額計算明細書」などを照合し、今までの申告内容や資産名称、取得価格および耐用年数等の点検をしてください。

6. 申告の方法について

【書類による申告書等の提出方法】

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の書類を、窓口又は郵送にて提出していただく方法です。

※申告書を郵送で提出される方で控え（受付印押印済）の返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒と切手を同封してください。（返信用封筒、切手がない場合は返送できませんのでご注意ください。）

【電子申告による申告データ等の提出方法】

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信していただく方法です。eLTAXの利用、登録等の詳しい情報は地方税共同機構のホームページをご覧ください。

7. 申告書の提出期間

令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）（土・日・祝日を除く。）

《受付時間：午前8時30分～午後5時15分》

- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力ください。
- ◎窓口で提出される場合は、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早めの提出にご協力ください。

8. 申告をしなかった方、又は虚偽の申告をした方

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び彦岐市税条例第74条の規定により、10万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足分に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

9. 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。

10. 国税資料等の閲覧について

吉崎市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、吉崎市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

11. 償却資産の課税標準額・免税点・税率など

区 分	説 明
納 税 義 務 者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。 (償却資産を賃貸している方も含まれます。)
課 税 標 準 額	課税標準額は、1月1日現在の価額で課税台帳に登録された価額です。
免 税 点	所有するすべての償却資産の課税標準額の合計が150万未満の場合は課税されません。
税 率	税率は1.4%です。
税 額	税額は、課税標準額×税率で算定します。

12. 農耕作業用トレーラの取り扱いについて

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号口に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税の課税対象となることとなりました。

● 「農耕作業用トレーラ」の判断基準

農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車。

【例：マニユアスプレッダ、スプレーヤ】

● 小型特殊自動車となる「農耕作業用トレーラ」

「農耕作業用トレーラ」は被けん引車であることから、けん引する農耕作業用トラクタの車種区分により、農耕作業用トレーラの種別が決まります。

小型特殊自動車又は大型特殊自動車（自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの）にけん引される場合において、農耕作業用トレーラが軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

けん引する 農耕作業用トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別
小型特殊自動車（農耕作業用） 大型特殊自動車 （自動車車検証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの）	小型特殊自動車（農耕作業用） ……軽自動車（種別割）の課税対象となります。 ①全幅2.5メートル、全長12メートル、全高3.8メートルを超えない大きさのもの ②幅が2.5メートルを超えるもの （小型特殊自動車（農耕作業用）となりますが、道路を走行する際には、道路管理者に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。） ③長さ12メートルまたは高さ3.8メートルを超えるもの （②と同様、道路を走行する際には、道路管理者に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。）
大型特殊自動車	大型特殊自動車 ……固定資産税の償却資産の課税対象となります。

軽自動車税（種別割）の課税対象となる小型特殊自動車（農耕作業用）にあたる農耕作業用トレーラをお持ちの場合は、お近くの各支所・事務所（湯本事務所、箱崎事務所、那賀事務所）にて申告をお願いします。

大型特殊自動車となるものについては、これまでどおり償却資産として申告してください。

また、公道の走行につきましては、農林水産省発行の「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」をご確認ください。

13. 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	天井・壁・床仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス・床暖房用等）、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウエーター）等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

14. 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率方で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（※1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（※2）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

※2 本来の耐用年数を用いて償却することもできますが、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

Ⅲ 償却資産の評価額の計算方法

1. 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却を行い、評価額が5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[減価残存率表]

区分	減価残存率		区分	減価残存率		区分	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
耐用年数	(1-r/2)	(1-r)	耐用年数	(1-r/2)	(1-r)	耐用年数	(1-r/2)	(1-r)
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

(例)取得価額300,000円、取得時期令和5年9月、耐用年数4年のパソコンの場合
 (耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.781)
 (耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率・・・0.562)
 令和6年度=300,000円×0.781=234,300
 令和7年度=234,300円×0.562=131,676
 令和8年度=131,676円×0.562=74,001
 令和9年度=74,001円×0.562=41,588
 令和10年度=41,588円×0.562=23,372
 令和11年度=23,372円×0.562=13,135(15,000)
 ※令和11年度で算出額が取得価額の5%(15,000円)より小さくなりますので、令和11年度以降は15,000円がこの資産の評価額となります。

2. 価格の決定

取得価額を基礎とし、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価額(評価額)を決定します。

なお、償却資産の価額等を決定後は、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価額に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヵ月までの間審査の申出をすることができます。

3. 税額の計算方法

税 額 (100円未満切り捨て)	=	課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)
----------------------------	---	--------------------------------	---	------------------

※課税標準額とは吉岐市内に所在する資産の価額の合計です。

～申告書の提出先および問い合わせ先～

償却資産申告について不明な点があれば下記連絡先までお尋ねください。

〒811-5192

長崎県吉岐市郷ノ浦町本村触562番地(郷ノ浦庁舎1階)

吉岐市役所 税務課 資産税班

T E L 0920-48-1118(直通) / F A X 0920-47-4844

↓点線で切り取り、宛名としてご利用ください。

〒811-5192

長崎県吉岐市郷ノ浦町本村触562番地

吉岐市役所 税務課 資産税班 行